＜個人情報の利用目的＞記載していただいた個人情報は、次の目的で利用します。
1.受信料の契約・収納活動（割引の適用要件や解約に該当する事実の確認等を含みます）　2.免除基準の適用
3.放送の受信に関する相談業務およびＮＨＫ共聴の維持・運営業務　4.放送やイベントのお知らせ　5.放送文化・普及・受信に関する調査へのご協力のお願い

NHK受信契約書 兼 事業所割引申込書

日本放送協会（NHK）宛
私は、NHKの放送を受信することのできる受信設備（受信機）を設置またはＮＨＫの配信の受信を開始していますので、本書により、NHKとの間で、受信規約を契約内容として受信契約を締結します。また、所定の欄に記入をすることにより、事業所割引の申し込みを行います。

記入日　令和　　年　　月　　日

⚠ 必要事項すべてにご記入、押印、該当欄へチェック☑をお願いします。

受信契約者

契約者名（法人名等）	フリガナ	印
住所（会社の本店所在地等）	（〒　　－　　）　都道府県　　電話番号（　　－　　－　　）	
メールアドレス	@	
代表者名	担当者名 / 所属等	

受信契約者欄に記載の契約者名・住所と、受信機または配信の受信に用いる通信端末機器の設置場所である施設等の名称・所在地が異なる場合にご記入ください。

施設等の名称	
施設等の所在地	（〒　　－　　）　都道府県　　電話番号（　　－　　－　　）

受信契約件数

受信契約件数	地上契約	衛星契約		合計

設置場所（配信の受信の本拠）・契約件数・放送受信機の数・配信の受信に用いる通信端末機器の数をご記入ください。また、別紙にご記入の場合は、その別紙をこの契約書とあわせてご提出ください。

設置場所（配信の受信の本拠）		地上	衛星		合計
	契約件数				
	受信機の数				
	通信端末機器の数				
	契約件数				
	受信機の数				
	通信端末機器の数				
	契約件数				
	受信機の数				
	通信端末機器の数				

事業所割引のお申し込み

事業所割引を申し込まれる場合は該当欄へチェック☑をお願いします。

☐ 設置した受信機およびＮＨＫの配信の受信に用いる通信端末機器すべてについて必要な受信契約を締結しましたので、受信規約5条の5および事業所割引規程を了承のうえ申し込みます。

※ 事業所割引申込書をNHKが受理した月から割引の適用を開始します。

受信機の設置日またはＮＨＫの配信の受信開始日

※受信機の設置、ＮＨＫの配信の受信開始のいずれか早い年月日を記入してください。お支払いいただく受信料は、その月の翌月分から月額で発生します。
（令和元年９月以前に受信機を設置した場合は、設置の月から発生します。）
※ただし、受信機の設置またはＮＨＫの配信の受信開始の日がご記入日と同じ場合、この欄のご記入は不要です。
※ＮＨＫの配信の受信開始の日は、令和７年１０月１日以降の年月日をご記入ください。

令和（　　）　年　月　日
令和以外の場合は（　）にご記入ください。

お支払方法

☐ 口座振替　☐ クレジット　※別途申込み用紙を送付いたします。登録完了までは「継続振込」とさせていただきます。

☐ 継続振込（払込用紙）でのお支払い　支払コースを選択してください。ご指定がない場合は「2か月払」とさせていただきます。　☐ 2か月払　☐ 6か月前払　☐ 12か月前払

※お支払方法のご指定がない場合は「継続振込」とさせていただきます。

郵送先の指定

請求書等の郵送先をご指定ください。（該当欄へチェック☑をお願いします）

☐ 受信契約者の住所
☐ 施設等の所在地
☐ 上記以外の郵送先 ※右欄でご指定ください。

郵送先を指定する場合にご使用ください。

郵送先	（〒　　－　　）　都道府県　　電話番号（　　－　　－　　）	
郵送先の宛名		担当者名 / 所属等

NHK情報処理欄

局	お客様番号	家屋コード	家屋登録／地域コード	目標コード	事業所区分	処理日

異	年月	契	支	コ		08契約変更（事業所割引）	適用年月	事割 A				±		~	

NHK 受信契約書 兼 事業所割引申込書　ご記入例

お申し込みにあたっての注意事項

●A4の印刷用紙をご利用ください。
●用紙の表裏に不必要な文字や汚れがある用紙を利用しないようにご注意ください。
※サイズが異なっていたり、印字内容等が不鮮明な場合、また用紙が感熱紙など保存に適さないと判断した場合は受付できない場合があります。
※お申し出いただいた内容を確認させていただくため、ご連絡をさしあげることがあります。

ご希望のお支払方法にチェック☑をしてください。継続振込でのお支払いをご希望の場合は、ご希望の支払いコースにもチェック☑をしてください。

契約種別	月額	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
衛星契約	1,950円	3,900円	11,186円	21,765円
地上契約	1,100円	2,200円	6,309円	12,276円

※料額には消費税を含みます。　※沖縄県の料額は異なります。

① 官庁・会社・組合・その他の団体についてはその名称(法人名等)をご記入ください。

② ①でご記入いただいた方の住所(会社の本店所在地等)をご記入ください。

③ メールアドレスをご記入ください。(NHKからご連絡をさせていただく場合がございます)

④ 代表者名をご記入ください。

⑤ 「契約者名(法人名等)」または「代表者名」と異なる方がご記入される場合には、記入される方のお名前をご記入ください。

⑥ テレビ等の受信機または配信の受信に用いる通信端末機器の設置場所が①と異なる施設(支店や営業所等)にある場合は、その施設名と所在地をご記入ください。

⑦ 設置場所ごとに、テレビ等の受信機・配信の受信に用いる通信端末機器の数および契約件数をご記入ください。
※テレビと通信端末機器の設置場所が同一の場合は、1つの設置場所欄にそれぞれの数をご記入ください。

⑧ 2件以上の契約を締結する場合は、事業所割引の申し込みができます。事業所割引規程等を確認のうえ、チェック☑をしてください。

⑨ 受信機の設置またはNHKの配信の受信開始の日がご記入日と同じ場合、この欄のご記入は不要です。

⑩ 請求書等の郵送先にチェック☑をしてください。

⑪ ⑩で「上記以外の郵送先」をご指定の場合、郵送先の宛名と住所をご記入ください。「担当者名」欄と「所属等」欄はご指定がある場合のみご記入ください。

(キリトリ線)

料金受取人払郵便

成城局
承認
1144

差出有効期間
令和8年10月31日
まで
(切手は不要です)

1 5 7 − 8 7 9 0
定形郵便物

〈受取人〉
東京都世田谷区砧1-10-11

NHK 東京事務センター 行

J

(キリトリ線)

←この点線で切り離し、封筒にしっかり貼って宛先としてください。

この用紙の使い方

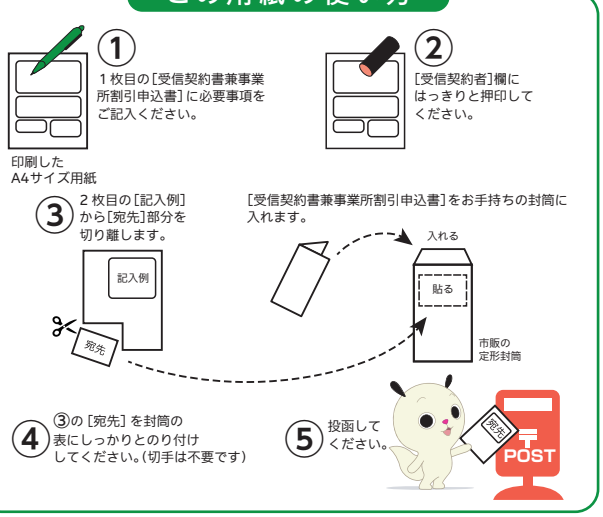

放送法（抜粋）

（受信契約及び受信料）

第六十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、認可契約条項で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。

一　特定受信設備を設置した者

二　特定必要的配信の受信を開始した者

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、協会との受信契約の締結を要しない。

一　住居内設置等を行つた者のうち、次のいずれかに該当するもの

イ　他の住居内設置等について既に前項の規定により受信契約を締結している者

ロ　当該者と住居等及び生計を共にする者が他の住居内設置等について既に前項の規定により受信契約を締結している者

二　その他前項の規定による受信契約の締結をする必要がない者として認可契約条項で定める者

3　協会は、第一項各号に掲げる者が互いに同等の受信環境にある者として同項の規定により協会との受信契約を締結することを踏まえ、これらの者が締結する受信契約の内容を公平に定めなければならない。

4　協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるのでなければ、第一項の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

5　協会は、受信契約の条項については、次に掲げる事項を定め、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　受信契約の単位に関する事項（一の契約者識別情報を用いて協会の配信を同時に受信することのできる通信端末機器の数の上限その他の契約者識別情報の適切な利用を確保するために必要な事項を含む。）

二　受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項（特定受信設備の設置の日又は特定必要的配信の受信開始の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。）

三　受信料の支払の時期及び方法に関する事項

四　次に掲げる場合において協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項

イ　不正な手段により受信料の支払を免れた場合

ロ　正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合

五　その他総務省令で定める事項

6　前項第四号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第四号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。

一　前項第四号イに掲げる場合に該当する場合　支払を免れた受信料の額

二　前項第四号ロに掲げる場合に該当する場合　同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額

7　協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前各項の規定を適用する。

8　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　受信契約　協会の放送又は配信の受信についての契約

二　認可契約条項　第五項の認可を受けた受信契約の条項

三　特定受信設備　協会の放送を受信することのできる受信設備であつて次に掲げるもの以外のもの

イ　放送の受信を目的としない受信設備

ロ　ラジオ放送又は多重放送に限り受信することのできる受信設備

四　住居等　住居（人の生活の本拠に限る。）及びこれに準ずる場所として認可契約条項で定める場所

五　住居内設置等　次のいずれかに該当する行為

イ　特定受信設備を住居等に設置すること。

ロ　特定必要的配信の受信を開始すること（認可契約条項で定める基準に照らし、他の者（自己と住居等及び生計を共にする者を除く。）に視聴させ、又は閲覧させることを目的としていることが明らかであると協会が認める場合を除く。）。

六　契約者識別情報　第一項各号に掲げる者が受信契約を締結していることを確認するために用いられる符号その他の情報であつて当該者を識別することができるもの

日本放送協会受信規約

令和７年１０月１日から施行

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第１項の規定により締結される放送または配信の受信についての契約は、次の条項によるものとする。

（受信契約の種別）

第１条　日本放送協会（以下「ＮＨＫ」という。）の行なう放送またはＮＨＫの配信（国内テレビジョン放送の放送番組の同時配信および放送日から一定期間行なわれる配信ならびに番組関連情報の配信に限る。以下同じ。）の受信についての契約（以下「受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。

地上契約……地上系によるテレビジョン放送またはＮＨＫの配信の受信についての受信契約

衛星契約……衛星系によるテレビジョン放送の受信および地上系によるテレビジョン放送またはＮＨＫの配信の受信についての受信契約

特別契約……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約

2　受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、ＮＨＫのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できる受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できる受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

3　ＮＨＫの配信の受信を開始（通信端末機器の操作を行ないＮＨＫの配信の視聴または閲覧を開始することをいう。以下同じ。）した者は地上契約を締結しなければならない。なお、ＮＨＫは、ＮＨＫの配信の受信を開始しようとする者に対して、利用の意思を確認するための措置として通信端末機器の操作を求めるものとする。

4　１の受信契約を締結する場合において、第２項ただし書の衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できる受信機を設置し、かつ、前項のＮＨＫの配信の受信を開始した者は、第２項ただし書および前項の定めにかかわらず、衛星契約を締結しなければならない。

（受信契約の単位等）

第２条　世帯についての受信契約の単位等は次の各号のとおりとする。世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。

⑴　受信機を設置した場合の受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する２以上の住居に受信機を設置する場合は、その受信機を設置する住居ごととする。

⑵　同一の世帯に属する１の住居に２以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、１の受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類の異なる２以上の受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。

⑶　ＮＨＫの配信の受信を開始した場合の受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。

⑷　同一の世帯において、住居（ただし、人の生活の本拠に限る。）に受信機を設置し、かつ、ＮＨＫの配信の受信を開始した場合においては、１の受信契約とする。この場合において、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。

2　事業所等世帯以外についての受信契約（以下「事業所契約」という。）の単位等は次の各号のとおりとする。

⑴　受信機を設置した場合の受信契約は、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。
⑵　１の者が同一の設置場所に２以上の受信機を設置した場合においては、その数にかかわらず、１の受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類の異なる２以上の受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。
⑶　ＮＨＫの配信の受信を開始した場合の受信契約は、配信の受信に用いる通信端末機器の数にかかわらず、通信端末機器の設置場所ごとに行なうものとし、この場合、配信の受信の本拠をもって通信端末機器の設置場所とみなすものとする。
⑷　同一の設置場所において、１の者が受信機を設置し、かつ、ＮＨＫの配信の受信を開始した場合においては、１の受信契約とする。この場合において、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。
⑸　受信機の設置場所または通信端末機器の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。
３　前項が適用される事業所契約は次の各号のとおりとする。
⑴　受信機を住居以外の場所に設置した場合の受信契約
⑵　事業の用に供するために世帯構成員以外の者に視聴させ、または閲覧させることを目的としてＮＨＫの配信の受信を開始した場合の受信契約

（受信契約書の提出）

第３条　受信機を設置した者は、受信機の設置の月の翌々月の末日までに、また、ＮＨＫの配信の受信を開始した者は、ＮＨＫの配信の受信開始の月の翌々月の末日までに、次の事項を記載した受信契約書を放送局（ＮＨＫの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、受信機の設置およびＮＨＫの配信の受信開始のいずれも行なった者は、そのいずれか早い月の翌々月の末日までに、当該早い月に行なった受信機の設置またはＮＨＫの配信の受信開始に関する事項を記載した受信契約書を放送局に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。
⑴　受信機の設置者またはＮＨＫの配信の受信開始者の氏名および住所
⑵　受信機の設置の日またはＮＨＫの配信の受信開始の日
⑶　受信契約の種別
⑷　受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所
⑸　事業所等世帯以外において受信機を設置した場合はその設置場所、受信することのできる放送の種類および受信機の数
⑹　事業所等世帯以外においてＮＨＫの配信の受信を開始した場合は通信端末機器の設置場所（配信の受信の本拠）および通信端末機器の数
２　受信契約者が受信機を設置しもしくはこれを廃止することまたはＮＨＫの配信の受信を開始しもしくはこれを終了（ＮＨＫの配信を以後、視聴または閲覧しなくなることをいう。第５条および第９条において同じ。）すること等により、受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の受信契約の種別を記載した受信契約書を放送局に提出しなければならない。この場合において、受信契約の種別の変更が、第５条第３項第１号に定める料額が高い契約種別への変更であるときは、受信契約書の提出の期限は、その変更にかかる受信機の設置の月の翌々月の末日またはＮＨＫの配信の受信開始の月の翌々月の末日までとする。
３　第１項または第２項の受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第１項または第２項に規定する事項を届け出るものとする。
４　前項による受信契約書の提出があった場合、ＮＨＫは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。
５　受信機を設置した者またはＮＨＫの配信の受信を開始した者は、第１項から第３項までの受信契約書の提出に際して、利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出るものとする。

（受信契約またはその種別の変更契約の成立時期）

第４条　受信契約またはその種別の変更契約は、受信機の設置者またはＮＨＫの配信の受信開始者とＮＨＫの双方の意思表示の合致の日に成立する。

（受信料支払いの義務）

第５条　受信契約者は、受信機の設置またはＮＨＫの配信の受信開始により受信契約の締結を要することとなった月の翌月から、第９条第２項の規定により解約となった月の前月まで、１の受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

種別	月額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

２　特別契約を除く受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表１に掲げる額とする。
３　受信契約の種別に変更があったときの受信料は、次の各号の契約種別の料額とする。
⑴　地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」という。）があった場合においては、その変更にかかる受信機の設置またはＮＨＫの配信の受信開始があったときの当該月分の受信料は、変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の受信料から変更後の契約種別の料額とする。
⑵　衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。）があった場合においては、その変更にかかる受信機の廃止またはＮＨＫの配信の受信終了等に伴う第３条第２項または第３項の提出があったときの当該月分の受信料から変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機の設置またはＮＨＫの配信の受信開始があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、当該月分の受信料は変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の受信料から変更後の契約種別の料額とする。
⑶　月に２回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の受信料は、前２号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。
イ　衛星契約
ロ　地上契約
４　受信契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、受信料を支払わなければならない。
⑴　受信機を設置し受信契約を締結した場合において、受信機の設置の月またはその翌月に第９条第２項の規定により解約となったとき、また、ＮＨＫの配信の受信を開始し受信契約を締結した場合において、ＮＨＫの配信の受信開始の月またはその翌月に第９条第２項の規定により解約となったときは、当該解約となった月分の受信料を支払わなければならない。いずれの場合も、当該解約となった月に料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該解約となった月分の受信料として支払わなければならない。
⑵　受信機を設置し受信契約を締結した場合において、受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったとき、また、ＮＨＫの配信の受信を開始し受信契約を締結した場合において、ＮＨＫの配信の受信開始の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第１項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額をその変更にかかる月分の受信料として支払わなければならない。この場合において、その変更にかかる受信機の設置の月の翌月またはＮＨＫの配信の受信開始の月の翌月に第９条第２項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。
⑶　料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第９条第２項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該解約となった月分の受信料として支払わなければならない。

（多数契約一括支払に関する特例（多数一括割引））

第５条の２　衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める受信料免除の基準（以下「免除基準」という。）の「全額免除」が適用される受信契約を除き、１０件以上である１の受信契約者が、支払期間を同じくして第６条第３項に定める口座振替もしくは継続振込または第６条第４項に定めるその他の支払方法のうちＮＨＫの指定する方法により一括して受信料を支払う場合は、前条第１項および第２項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、受信料額から、１件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に１件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
１０件以上	３００円	９０円

２　前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が１０件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が９件または特別契約の契約件数が９件である１の受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を１０件として算定した受信料額を支払うものとする。

３　第１項の多数契約一括支払に関する特例を第５条の４に定める同一生計支払に関する特例または第５条の５に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる受信契約者が支払う受信料について、受信料額から、１件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第１項に定める額に第５条の４または第５条の５に定める減額分を加算したものとする。

４　前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が１０件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する１の受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を１０件として算定した受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が１０件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の受信料額を用いるものとする。

⑴　衛星契約の契約件数が７件、８件または９件であるとき

⑵　特別契約の契約件数が８件または９件であるとき

５　前４項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例と重ねて適用することはしない。

（団体一括支払に関する特例（団体一括割引））

第５条の３　別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて１５名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、第６条第３項に定める口座振替または継続振込により一括して受信料を支払う場合は、第５条第１項および第２項の規定にかかわらず、受信料額から、１件あたり月額１８０円を減じて支払うものとする。

２　前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる受信契約者が代表者を通じ支払う受信料について、受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。

３　第１項の団体一括支払に関する特例は、第５条の５に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはしない。

（同一生計支払に関する特例（家族割引））

第５条の４　住居に受信機を設置した場合または世帯においてＮＨＫの配信の受信を開始した場合についての受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく受信料を支払う場合で、その受信契約者またはその者と生計をともにする者が、別の住居への受信機の設置またはＮＨＫの配信の受信開始について別の受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、受信料額から、第５条に定める受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの受信契約についても第６条第３項に定める支払方法により受信料を支払う場合にのみ適用する。

２　ＮＨＫは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を受信契約者に求めることができる。受信契約者が要求された資料を提出しない場合、または当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、ＮＨＫは、前項に定める特例を適用しないことができる。

３　第１項に定める特例を適用された受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。

４　ＮＨＫは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第１項に定める特例を適用しないことができる。

（事業所契約に関する特例（事業所割引））

第５条の５　事業所契約を締結する場合において、１の者が、同一敷地内に設置した受信機およびＮＨＫの配信の受信に用いる通信端末機器すべてについて必要な受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される受信契約を除き合計２件以上であり、支払期間を同じくして一括して受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機およびＮＨＫの配信の受信に用いる通信端末機器についての受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する１件については、受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。

２　前項において敷地とは、１の建築物または用途上不可分の関係にある２以上の建築物のある一団の土地をいう。

３　ＮＨＫは、第１項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を受信契約者に求めることができる。受信契約者が要求された資料を提出しない場合、または当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、ＮＨＫは、第１項に定める特例を適用しないことができる。

４　第１項に定める特例を適用された受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。

５　ＮＨＫは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第１項に定める特例を適用しないことができる。受信契約者が特例の適用された受信料を別に定める期限までに支払わない場合は、ＮＨＫは、当該請求期間および当該請求期間後の受信料に関して第１項に定める特例を適用しないことができる。

（受信料の支払方法）

第６条　受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。

第１期　（４月および５月）
第２期　（６月および７月）
第３期　（８月および９月）
第４期　（１０月および１１月）
第５期　（１２月および１月）
第６期　（２月および３月）

２　受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降６か月分または１２か月分の受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。

３　受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はＮＨＫが負担する。

⑴　口座振替　ＮＨＫの指定する金融機関に設定する預金口座等から、ＮＨＫの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。

⑵　クレジットカード等継続払　ＮＨＫの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。

⑶　継続振込　ＮＨＫの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、ＮＨＫが定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む。）を用いて、ＮＨＫの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。

４　前項に定めるほか、受信料は、ＮＨＫの指定する金融機関等を通じてまたはＮＨＫの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる。（これらの支払い方法を「その他の支払方法」という。）

５　受信契約者が口座振替により受信料を支払おうとする場合は、ＮＨＫが定める受信料口座振替利用届をあらかじめＮＨＫに提出しなければならない。

６　口座振替による支払いは、前項または第１１項に定める受信料口座振替利用届をＮＨＫが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分（受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の受信料について取り扱うものとする。

７　口座振替の指定日において、所定の受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかったとき（次項の場合を除く。）は、受信契約者は、

当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならず、当該請求期間後の受信料については継続振込により支払うものとする。
8　口座振替の指定日において、残高の不足により所定の受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。
9　受信料を継続振込により支払う受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、クレジットカード会社等に立て替えさせることによって支払うことができる。
10　受信契約者がクレジットカード等継続払により受信料を支払おうとする場合は、ＮＨＫが定める受信料クレジットカード等継続払利用申込書をあらかじめＮＨＫに提出しなければならない。ＮＨＫは、その受信料クレジットカード等継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社等に確認した上で受理する。
11　第５項の受信料口座振替利用届および前項の受信料クレジットカード等継続払利用申込書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。
12　クレジットカード等継続払による支払いは、第１０項または前項に定める受信料クレジットカード等継続払利用申込書をＮＨＫが受理した月の属する期の翌期以降の期分（受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の受信料について取り扱うものとする。
13　ＮＨＫがクレジットカード会社等に所定の受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、ＮＨＫが所定の受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならず、当該請求期間後の受信料については継続振込により支払うものとする。

（受信機の設置者へのメッセージの表示）
第７条　ＮＨＫは、受信機(衛星系によるテレビジョン放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。）を設置した者にその設置の旨をＮＨＫに連絡するよう促す文字（以下「設置確認メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。
2　ＮＨＫは、受信機を設置した者から次の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。
(1)　受信機の設置者の氏名および住所
(2)　受信機の画面にB-ＣＡＳカード番号またはＡＣＡＳ番号として表示される識別番号（以下「ＩＤ番号」という。）
(3)　受信機を第１号の住所以外の場所に設置した場合はその場所
3　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる理由により、ＮＨＫにおいて前項各号に掲げる事項の１に該当する事実を確認できない場合には、ＮＨＫは第１項の措置をとることができるものとする。
(1)　前項の連絡を受けた事項の内容が事実に相違すること
(2)　前項の連絡の後、前項第２号のＩＤ番号を変更したこと
(3)　前項の連絡の後、受信契約を締結するまでの間において、同項第１号の住所または同項第３号の場所に変更が生じたこと
4　第１項および前項の措置は、第３条第１項ただし書に規定する場合および受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とることができるものとする。
5　ＮＨＫは、第２項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める受信契約を締結しない場合には、受信契約の締結を案内する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。
6　ＮＨＫは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。

（ＮＨＫの配信の受信に関する措置）
第７条の２　ＮＨＫは、ＮＨＫの配信の受信を開始した者にその者を識別する情報を、また、その者が配信の受信に用いた通信端末機器に対して当該機器を識別する情報（以下あわせて「識別情報」という。）を付与することができる。
2　ＮＨＫは、識別情報を用いて、次の各号の措置をとることができる。
(1)　ＮＨＫの配信の受信を開始した者が受信契約を締結していることを確認するため、所定の情報の提供や手続きを促す文字等を配信の画面に表示すること
(2)　ＮＨＫの配信の利用にあたり識別情報の適切な利用を確保するためにＮＨＫの配信を同時に受信することのできる数等の制限を設けること
3　ＮＨＫは、第１項の識別情報の付与およびその利用方法ならびに前項各号の措置について定めた利用規約を公表する。

（氏名、住所等の変更）
第８条　受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したとき、また、事業所等世帯以外については通信端末機器の設置場所（配信の受信の本拠）を変更したときも、同様とする。
2　前項の届け出が行なわれない場合において、ＮＨＫが公共機関への調査等により受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、ＮＨＫは、当該受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、ＮＨＫは、当該受信契約者にその旨を通知するものとする。
3　受信契約者が放送局に届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出るものとする。

（受信契約の解約）
第９条　受信契約者が受信機を廃止すること、ＮＨＫの配信の受信を終了すること等により、受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。
(1)　受信契約者の氏名および住所
(2)　受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
(3)　事業所等世帯以外において受信機を設置していた場合は受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数
(4)　事業所等世帯以外においてＮＨＫの配信の受信を開始していた場合は受信契約を要しないこととなる通信端末機器の設置場所（配信の受信の本拠）および通信端末機器の数
(5)　受信契約を要しないこととなった事由
2　ＮＨＫにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかったものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとすることがある。
3　ＮＨＫは、第１項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、受信契約は解約されないものとすることができる。

（受信料の免除）
第１０条　放送法第６４条第４項の規定に基づき、免除基準に該当する受信契約については、申請により、受信料を免除する。ただし、災害被災者の受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。
2　前項本文による免除の申請をしようとする者は、次の事項を記載した受信料免除の申請書に免除を受けようとする理由の証明書を添えて、放送局に提出しなければならない。この場合において、事業所契約については、受信機および通信端末機器の設置場所の見取図を添えるものとする。
(1)　免除を受けようとする理由
(2)　受信契約の種別
(3)　受信機設置の場所
(4)　事業所契約については、受信機の数
(5)　事業所契約については、通信端末機器の設置場所（配信の受信の本拠）および通信端末機器の数
3　第１項本文により、受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。

4　ＮＨＫは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第２項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第１項本文により受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。
5　ＮＨＫは、免除の事由が存続していることを確認するため、第１項本文により受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることができる。
6　ＮＨＫは、第４項または前項によっても免除の事由が存続していることを確認できない場合、その者の受信契約については、受信料を免除しないものとする。

（受信料の精算）

第１１条　受信契約が解約となり、または受信料が免除された場合において、すでに支払われた受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第５条第１項または第２項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。
⑴　経過期間が６か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する受信料額を差し引いた残額
⑵　経過期間が６か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第５条第１項または第２項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額
2　受信契約の種別、前条の適用または第５条の２から第５条の５までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。
3　受信料が支払われた期間の受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。
4　本条第１項から第３項までの返れいについて、ＮＨＫは、その額を翌期以降の期分の受信料（第５条第１項または第２項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の受信料）の支払いに充当することができる。

（受信契約者の義務違反および割増金等）

第１２条　ＮＨＫは、受信契約者が次の各号の１に該当する不正な手段により受信料の支払いを免れたときは、当該受信契約者に対し、支払いを免れた受信料に加え、その２倍に相当する額である割増金を請求することができる。
⑴　受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったときその他第９条の受信契約の解約について不正があったとき
⑵　受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第１０条の受信料の免除について不正があったとき
⑶　その他受信料の支払いについて不正があったとき
2　ＮＨＫは、次の各号の者が正当な理由なく第３条第１項に定める期限までに第１条第２項に従った契約種別の受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に受信契約を締結した場合、当該各号の受信契約者に対し、当該各号に定める期間（以下本項において「対象月」という。）について、第１条第２項に従った契約種別の受信料に加え、その２倍に相当する額である割増金を請求することができる。ただし、対象月において当該契約より料額が低い契約種別の受信契約書が提出されている場合、ＮＨＫは、対象月について、第１条第２項に従った契約種別の受信料に加え、当該受信料と当該料額が低い契約種別の受信料との差額の２倍に相当する額である割増金を請求することができる。
⑴　受信機を設置した者
　　受信機の設置の月の翌月から受信契約を締結した月の前月までの期間
⑵　ＮＨＫの配信の受信を開始した者
　　ＮＨＫの配信の受信開始の月の翌月から受信契約を締結した月の前月までの期間
3　ＮＨＫは、次の各号の受信契約者が正当な理由なく第３条第２項に定める期限までに変更後の契約種別の受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に変更後の契約種別の受信契約を締結したときは、当該各号の受信契約者に対し、当該各号に定める期間について、変更後の契約種別の受信料に加え、変更後の契約種別の受信料と変更前の契約種別の受信料との差額の２倍に相当する額である割増金を請求することができる。
⑴　受信機を設置することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合の受信契約者
　　受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の受信契約を締結した月の前月までの期間
⑵　ＮＨＫの配信の受信を開始することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合の受信契約者
　　ＮＨＫの配信の受信開始の月の翌月から変更後の契約種別の受信契約を締結した月の前月までの期間

（支払いの延滞）

第１２条の２　ＮＨＫは、受信契約者が受信料の支払いを３期分以上延滞したときは、当該受信契約者に対し、延滞した受信料に加え、１期あたり2.0％の割合で計算した延滞利息を請求することができる。

（ＮＨＫの免責事項および責任事項）

第１３条　放送またはＮＨＫの配信の受信について事故を生じた場合があっても、ＮＨＫは、その責任を負わない。
2　地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く受信契約（受信機が設置され、かつ、ＮＨＫの配信の受信が開始されていない場合の受信契約に限る。）について、当該月分の受信料は徴収しない。
3　衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の受信料は徴収しない。
4　ＮＨＫの配信を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、受信契約（ＮＨＫの配信の受信が開始され、かつ、受信機が設置されていない場合の受信契約に限る。）について、当該月分の受信料は徴収しない。第１条第４項の規定により締結された衛星契約についても同様とする。
5　第２項および第４項に定めるほか、地上系によるテレビジョン放送とＮＨＫの配信のいずれも行なうことがなかった期間が月のうち半分以上となった場合は、特別契約を除く受信契約について、当該月分の受信料は徴収しない。

（受信契約者等の個人情報の取り扱い）

第１３条の２　ＮＨＫは、受信契約の事務に関し保有する受信契約者等の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年４月２日閣議決定）および放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和４年３月31日個人情報保護委員会・総務省告示第１号。）に基づくほか、別に定めるＮＨＫ個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。
2　前項の個人情報の取り扱いについては、受信契約の締結と受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、ＮＨＫ共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。

（規約の変更）

第１４条　この規約は、総務大臣の認可を受けて変更することがある。

（規約の周知方法）

第１５条　この規約およびこの規約の変更は、官報によって周知する。

付則

（施行期日）

1　この規約は、令和７年１０月１日から施行する。

（電話番号および電子メールアドレスの届け出に関する経過規定）

2　令和４年４月１日より前に受信契約書を提出した者については、同日以降、住所変更、受信契約の種別の変更その他のこの規約に定める各種の手続きを行なうときに、第３条第５項に定める電話番号および電子メールアドレスを放送局に届け出るものとする。ただし、すでに届け出ている場合はこの限りではない。

（受信料の支払いに関する経過規定）

3　受信機の設置の月が令和元年９月以前である場合には、第５条第１項の規定にかかわらず、受信契約者は、受信機の設置の月（当該月に第９条第２項の規定により解約となった場合を含む。）の受信料を支払わなければならない。

4　第５条第３項第１号および同条第４項第３号の規定は、その変更にかかる受信機の設置の月が令和元年１０月以降である受信契約に、同条第３項第２号ただし書の規定は、受信機の設置の月またはその変更にかかる受信機の設置の月が令和元年１０月以降である受信契約に、同条第４項第１号の規定は、受信機の設置の月が令和元年１０月以降である受信契約に適用する。

（割増金の支払いに関する経過規定）

5　不正な手段により支払いを免れた令和５年３月以前の受信料がある場合における第１２条第１項の規定の適用については、同項中「その２倍に相当する額」とあるのは「受信料の支払いを免れた期間のうち、支払いを免れた令和５年４月以降の受信料の２倍に相当する額」とする。

6　受信機の設置の月が令和５年３月以前である場合における第１２条第２項の規定の適用については、同項中「第３条第１項に定める期限までに」とあるのは「令和５年６月末日までに」とし、「その２倍に相当する額」とあるのは「令和５年４月から受信契約を締結した月の前月までの受信料の２倍に相当する額」とし、「対象月について、第１条第２項に従った契約種別の受信料に加え、」とあるのは「対象月の第１条第２項に従った契約種別の受信料に加え、令和５年４月から受信契約を締結した月の前月までの」とする。

7　受信機の設置の月が令和元年９月以前である場合における第１２条第２項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第１２条第２項中「受信機の設置の月の翌月」とあるのは「受信機の設置の月」とする。

8　料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和５年３月以前である場合における第１２条第３項の規定の適用については、同項中「第３条第２項に定める期限までに」とあるのは「令和５年６月末日までに」とし、「当該各号に定める期間について、変更後の契約種別の受信料に加え、」とあるのは「当該各号に定める期間の変更後の契約種別の受信料に加え、令和５年４月から変更後の契約種別の受信契約を締結した月の前月までの」とする。

9　料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和元年９月以前である場合における第１２条第３項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第１２条第３項中「受信機の設置の月の翌月」とあるのは「受信機の設置の月」とする。

（アナログ放送の終了に関する措置）

１０　第９条の規定にかかわらず、受信契約者がＮＨＫのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、ＮＨＫのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第１条第２項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から１年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。

⑴　受信契約者の氏名および住所
⑵　設置がないこととなった受信機の数
⑶　受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
⑷　ＮＨＫのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情

１１　ＮＨＫにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。

１２　ＮＨＫは、付則第１０項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、受信契約が終了しないものとすることができる。

１３　付則第１１項の規定により受信契約が終了した受信契約者における第５条第１項の適用については、同項中「第９条第２項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第１１項の規定により受信契約が終了した受信契約者における付則第３項の適用については、同項中「当該月に第９条第２項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により受信契約が終了した」とし、付則第１１項の規定により受信契約が終了した場合における受信料の精算については、第１１条第１項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

１４　第３条第２項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から１年以内に、次の事項を記載した受信契約書を放送局に提出しなければならない。

⑴　受信契約者の氏名および住所
⑵　変更にかかる受信機の数
⑶　受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
⑷　受信できる放送の種類に変更が生じた事由

１５　付則第１１項および第１２項の定めは、前項の規定による受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第１４項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第１０項の届け出」とあるのは「付則第１４項の提出」と読み替えるものとする。

（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置）

１６　第１２条の２の規定にかかわらず、令和２年４月から令和５年９月までの間の受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める３期分以上の延滞に通算しない。

別表１　沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき受信料額（第５条第２項関係）

種別	月額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円